

令和7年第6回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月11日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

1. 出席議員（14名）

1番	中村美穂	議員	2番	檜鼻貴博	議員
3番	速水真由子	議員	4番	松本弘康	議員
5番	久保幸子	議員	6番	岩本克己	議員
7番	谷川暢一	議員	8番	川島富士夫	議員
9番	倉谷明	議員	10番	増井文雄	議員
11番	藤田正美	議員	12番	熊谷勘信	議員
13番	辻岡正和	議員	14番	北原武道	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀 田 美 名 子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二 本 松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観 光 ま ち づ くり 課 長	池 田 和 哉
税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次	環 境 安 全 課 長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子 育 て 支 援 課 長	原 田 太 輔
健 康 医 療 課 長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上 下 水 道 課 長	宮 田 雅 秋	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パ レ ア 文 化 課 長	中 西 み や 子	歴 史 文 化 課 長	吉 村 卓 也
教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時12分 開会)

○議長（熊谷勘信議長）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、川島富士夫議員、9番、倉谷 明議員を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

1番、中村美穂議員。

1番 中村美穂議員の質問時間は、10時14分までとします。

○1番（中村美穂議員）

皆様、おはようございます。参政党の中村美穂です。

最初に私事ではございますが、来年の2月に出産を控えております。これまで議長をはじめ議員の皆様、そして町長をはじめ理事者の皆様には、様々な場面で御配慮いただきましたことを感謝いたします。ありがとうございます。子育て中であっても妊娠中であっても声を上げ、そして思いを届けることはできるといったことを、私自身の姿を通して示してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

そして、相変わらず質問数が多いので、本日もちょっと早めの倍速で話させていただきます。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、居場所づくりの支援体制について質問をいたします。

近年、子供の居場所づくりは、少子化や共働き家庭の増加、孤立や貧困など複合的な課題の対応策として、全国的に重要な課題の一つとなっています。

本町でも、不登校やヤングケアラー、家庭環境の困難などにより、子供が安心して過

ごせる居場所を求める声が高まっていますが、社会環境の変化や課題の複雑化により従来の仕組みだけでは十分に対応できているとは言えません。

こうした課題に対応するためには、単に場をつくるだけでなく、地域人材や資源を生かし、教育、福祉、子育て、医療など多分野が連携する持続可能な支援体制の構築が不可欠です。

そこで、町として現状や課題を整理した上で、実効性のある支援体制の構築に取り組む意思があるのか伺います。

まず、居場所という概念は抽象性が高く、その定義や目的、対象とする層も自治体によってばらつきがあるのが現状です。

そこで伺います。

町が考える居場所づくりの定義や目的を教えてください。

○議長（熊谷勸信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

子ども・若者の第3の居場所のニーズが高まる中、「若狭町ふるさと輝き子育てプラン」の中で、多様な居場所づくりについて全ての子ども・若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持てるよう、放課後児童クラブ、各地区公民館での放課後子ども教室、子ども・若者サポートセンターなどの第3の居場所の充実を図るとしており、全ての子どもや若者がそれぞれの目的に応じて安心して過ごすことができる場所と考えております。

○議長（熊谷勸信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。居場所とは単なる物理的な空間ではなく、子供がここにおいてよいと実感できる人間関係によって形づくられた場です。そこでは「自分らしくいられること」、「誰かとつながれること」、「安心して過ごせること」が担保されて初めて機能します。

したがって、居場所づくりは空間整備や活動の提供だけでなく、子供の声を受け止め、主体性と多様性を尊重しながら運営されてこそ、本当に意味のある居場所となります。

こうした居場所を支援するためには、子供を中心に捉え、管理する部署や担当者を明確にし、横断的な体制を整えることが必要です。

そこで伺います。

町で子供の居場所づくりを統括する部署や機関はどこでしょうか。また、現在の取組と、民間・地域主体の活動をどの程度把握しているのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

主な子供の居場所である放課後児童クラブ、各地区公民館の放課後子ども教室は、教育委員会が管轄し、若狭町子ども・若者サポートセンターにつきましては、子育て支援課が管轄しているのが現状です。

子供の居場所づくりを管理・支援する統括部署とは異なりますが、子育て支援課内に全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ、一体的に相談・支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置しております。

センターに求められる役割として、個々の家庭の課題、ニーズに応えるため、多様なサービスを組み合わせながら、必要な支援内容を組み立てること、また、関係機関とのネットワークを形成し、必要な支援を着実に提供することなどが挙げられます。

これまでも、居場所などの支援を必要とする場合には、教育・福祉部署との情報共有や連携を図りながら、個々の事案に対応しております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。主な居場所は二つの部署が各管轄で取り組んでいるとのことでしたが、全体を統括する部署や担当者が明確でないため分かりづらく、子育てと教育で子供観や支援観にずれが生じており、そのはざままで支援に結びつかず、取りこぼされている子供がいるのが実情です。どこに聞いたらいいのか分からないといった声も聞こえております。

居場所づくりは、複合的な課題に直面する子供たちへの支援を含むため、子育て、教育、福祉、医療など各関係機関との連携、民間や地域主体の活動を把握し、学校内外との協働が不可欠です。したがって、今後は旗振り役となる統括部署や居場所づくりコーディネーターなどの専門的な担当者を設置し、横断的な体制を構築することが重要です。

そこで伺います。

現在、町ではどのような関係機関が連携し、どのような仕組みで取り組んでいるのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

福祉における複合的な課題は様々な要因が絡み合っており、一つの問題だけではなく、複数の問題が同時に存在することも特徴です。

これらの課題解決には児童福祉分野にかかわらず、保健医療や障害者福祉、教育分野などからの多角的なアプローチが必要です。

本町では、平成24年に教育機関である学校、福祉、保健、医療機関である民生委員児童委員協議会、障害者支援団体、病院などや民間の支援団体、そして、行政機関である国、県、町の17機関で構成する「若狭町子ども・若者支援協議会」を設立し、多様な機関などが情報共有を行い、横のつながりを構築して、それぞれの関係機関などが行う支援がより適切に行えるよう取り組んでおります。

また、庁舎内では福祉課、健康医療課、教育委員会などの関係部署とも情報共有、連携を行い、居場所などの支援を必要とする個別の事案についても、必要に応じてケース会議を開催しながら、複合的な問題にも対応をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。これまでの御答弁で居場所づくりに関する町の支援体制について把握をいたしました。

では、町としてこれまで居場所づくりについて、どのように評価しているのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

本町は、県内で唯一関係機関との情報交換や連絡調整が図れる「若狭町子ども・若者支援協議会」を設置して、それぞれの関係機関などが行う支援が、より適切に行えるよう努めております。

また、昨今のように、子供・若者の居場所のニーズが高まる前から、「若狭町子ども・若者サポートセンター」を設置し、支援が必要な方への相談・支援や居場所の提供

としての取組も行ってきており、これまで支援を求められた方への適切な対応は行えていると思っております。

その中で、支援が必要な子供・若者の積極的な把握についてはプライバシーのこともあり、困難な状況であることも認識をしております。

そのため、町の相談・支援体制があることを多くの住民の皆様にご存知いただくことが必要であると考えており、これまでも各種相談案内チラシを作成し、区長会での周知も行いながら、全戸配布をして、周知に努めております。

今後も関係機関との連携を図りながら、適切な支援を行い、継続した広報などにより、住民の皆様の認知度の向上にも努めていきたいと考えておりますので、よろしくご願ひ申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。若狭町が県内で唯一協議会を設置し、関係機関との連携を図っているとのことでしたが、「協議会が形骸化しているのではないか」といった懸念の声も聞こえます。

さらに明確な統括部署がない中での支援体制は協議会も十分に機能せず、成果指標も設定されないため、効果が見えにくい状態であるのではないのでしょうか。支援体制が整っていても、それが当事者に届かなければ意味をなしません。

特に、支援を必要としていても自ら声を上げられない子やその御家庭に対しては、こちらから働きかけるアウトリーチの視点も必要です。

支援体制があることを知らない、あるいは関係ないと感じている子などに対しては、支援の存在や内容が見える化し、日常の中で自然にアクセスできるよう、工夫が求められます。

例えば、公民館や図書館なども居場所の一つとなり得ます。町内の支援資源を一目で把握できる「居場所マップ」の作成や、支援のネットワークや利用できるサービスを可視化すること、各関係機関が連携して、支援情報を共有する仕組み、あるいは地域の民生委員や自治会、子育て支援団体などと連携した情報発信・相談体制などの構築などが考えられます。複合的な課題であるからこそ、多様な機関との連携を通じた支援が必要です。

そこで伺います。

町として、重層的な居場所づくりを構築する考えがあるのか。また、その際に想定さ

れる課題について伺います。

○議長（熊谷勸信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

子供・若者にとって、それぞれの目的に応じて安心して過ごすことができ、また、居心地がよいと思えるものであれば、「子ども・若者サポートセンター」に限らず、放課後児童クラブや地区公民館、図書館、または各種団体などが一般開放されている施設、場所であっても居場所となり得ると考えております。

その中で、子ども・若者サポートセンターでは、個々の相談や学習支援などを行える体制が整っておりますが、そのほかにおいては、必ずしもそのような体制が整っていないのが現状であり、専門的な知識と経験などを有した人材配置が課題と考えられます。

また、学校における不登校の全ての情報もプライバシーのことがあり、各施設などが情報共有をするのが難しい状況です。

そのような中、各地区公民館は職員が常駐し、様々な事業を行い、誰でも利用できる施設であります。

今後、関係機関との連携方法や、各地区公民館での放課後子ども教室の充実なども含めて、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷勸信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。既存の施設を活用し連携を進めるとともに、育成や学生ボランティアなど、柔軟な視点で人材確保を図り、町全体で居場所を必要とする子供たちを支えてほしいと思います。

居場所づくりには、「ふやす」、「つなぐ」、「みがく」、「ふりかえる」といった四つの視点があります。

「ふやす」は、地域の居場所や資源を把握し、活用しながら新たな取組を支援し、居場所そのものを増やす視点。

「つなぐ」は、情報を整理・可視化し、必要とする子供たちが居場所を見つけやすい環境を整える視点。

「みがく」は、安全性の確保や地域の関係機関との連携を通じて、居場所の質を高める視点。

そして、「ふりかえる」は、子供のニーズに応えられているかを検証し、改善につなげる重要な視点です。

以上、四つの視点を踏まえた上で、最後に若狭町が考える居場所づくりに関する今後のビジョンと懸念点をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

本町には、若狭町子ども・若者サポートセンターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室などがあり、そのほかにも、居場所となり得る地区公民館や図書館、そして、各種団体などが運営されておられる施設、場所などもあります。

その中で、町としましては、今年10月に多くの子育て世帯が集える施設として、全天候型の遊び場「あそまなびの森（あそまな）」をオープンしております。

そのほかにも、美方高校の2年生が探究学習として、一般社団法人「みんなの居場所withふくい」と共同で、三方ショッピングセンターレピア内において、地域の方々が気軽に集える場所としての世代間交流イベントを、今年3回開催されておられます。

それぞれの施設の目的や団体の考え方はありますが、居場所の支援を求める子供、若者が、自分の行きたい居場所を選択することができる既存の地域資源としては、多種多様にあると考えております。

また、「若狭町ふるさと輝き子育てプラン」では、これらの既存の居場所の充実を図るとしており、また、子供、若者の声を聞きながら、「居心地のよい居場所」となるような取組を進めるとしておりますので、関係機関や団体などとも連携を図りながら、既存の地域資源を柔軟に活用した居場所づくりを進めていきたいと考えております。

その中で、居場所づくりには継続できる体制と、それぞれの目的に応じた対応が行えることも必要であり、また、広域的な利用の居場所の取組に対する国、県などの支援の在り方も課題と思っております。

今後も支援を必要とする子供、若者の意見は当然ですが、これまでも支援を行っていただいている団体などの御意見もお聞きしながら、必要な支援に向けての検討をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

前向きな姿勢を示していただきありがとうございます。その姿勢を具体的な策へと結びつけ、持続可能な居場所づくりを推進していただきたいと期待しております。横断的な支援体制を構築することで、子供たちの複合的な課題を多面的に理解し、原因を明らかにすることが可能となります。関係機関との情報を共有し、成果指標を設定することで、支援の効果を検証しながら、改善につなげていただきたいと思います。新たな施策には人材や財源の課題が伴いますが、国や県においても居場所づくりの支援事業が位置づけられています。これらの制度を効果的に活用しつつ、若狭町独自の居場所づくり事業を構築していただきたいと強く願い、次の質問を行います。

I C T教育のリスクと活用バランスについて質問いたします。

国のG I G Aスクール構想により、小・中学校では1人1台端末が整備され、若狭町では2学期から新タブレットが活用されています。

町内の学校を視察した際に、新しいタブレットの使いやすさを評価する声がある一方で、学校や教員によって、I C T活用の度合いや工夫にばらつきがあり、課題も感じられました。

I C T教育のリスクなど、様々な懸念点も残されていることから、現在の活用方法や課題を整理し、今後の活用についてお伺いいたします。

ではまず、町内の学校現場におけるI C T教育の活用状況と課題についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勸信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

現在の活用状況といたしましては、授業における調べ学習、A Iドリルを活用した個々の習熟度に合わせた学習、意見発表の際のプレゼンテーション資料作成などに日常的に利用されています。

また、持ち帰り学習による家庭学習の習慣化にも取り組んでいるところでございます。

御懸念の学校間や教員間での活用格差についてですが、確かに教員のI C Tスキルや経験年数による個人差の違いは一部で見受けられます。

これらの課題を解消するため、本町では、専門的な知識を持つI C T支援員が各校を巡回し、授業支援や教員の操作サポートを行うことで、教員の負担軽減とスキルアップを図っております。

また、教職員向けのI C T活用研修を定期的を実施するとともに、各学校での「I C

「ICT活用公開授業」などを通じて、優れた活用事例の共有を行っております。

これらにより、特定の教員に依存するのではなく、学校全体、町全体として組織的に活用レベルの底上げを図ってまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。ICT教育は、活用次第で子供たちの学びを大きく伸ばす可能性がある一方で、使い方を誤れば逆効果にもなり得ます。学校や教員間での活用差が、授業の質や学力に影響しないよう、早急に改善に取り組んでいただきたく思います。

次に、子供たちへのリスクや影響についてお伺いいたします。

現在の子供たちは、学校だけでなく家庭でも日常的にデジタル機器に触れています。ICT活用が進み一定の効果が見られる一方で、過剰な端末使用による視力の低下など健康面や学力、言語発達、親子関係など多方面に影響を及ぼす懸念点も指摘されており、こうしたリスクを見過ごすことはできません。

例えばスウェーデンでは、1人1台端末と教材デジタル化を進めた結果、子供たちの集中力や読解力の低下が確認され、現在は紙の教科書に戻す脱デジタル化へと転換しています。

また、カロリンスカ研究所も、デジタルツールが学習を妨げ、記憶力や読解力などに悪影響を及ぼすと指摘しています。

こうした海外の事例を踏まえ、町として端末の過剰使用によるリスクをどのように認識し、どのように対応していくのか、考えをお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

町といたしましても、長時間の画面注視による視力低下や姿勢の悪化といった健康面へのリスクについては、十分に認識し、配慮が必要であると考えております。

健康面では、文部科学省のガイドラインに基づき、学校での使用においては、「30分に1回は目を休める」、「画面から30センチ以上離す」といった指導を徹底しております。

学習面につきましても、ICTはあくまでも「思考を深めるツール」であるという位置づけを崩さず、機器を使うことが目的化しないよう指導を徹底しております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。デジタルツールは、私自身の実感といたしましても、夢中になりやすい面があります。だからこそ、家庭や学校で適切なルールを整え、子供たちがよりよい形でデジタルを活用できるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、ICT教育には操作スキルだけではなく、メディアリテラシーに加え、道徳的な価値観や規範意識の育成も必要です。

メディアリテラシーとは、テレビや新聞、インターネットから得られる情報を正しく理解し、信頼性を判断して活用する力です。

児童生徒がインターネットを利用する時間は増えてきましたが、偏った情報をうのみにすると誤った判断やトラブルにつながることもあります。

こうしたリスクを踏まえ、町としてメディアリテラシー教育や情報活用能力の育成についてどのように取り組んでいるのでしょうか、伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

インターネット上の膨大な情報の中から正しい情報を取捨選択し、適切に判断する力、いわゆるメディアリテラシーの育成は急務であります。

また、SNS等でのトラブルや誹謗中傷を防ぐ情報モラル教育も不可欠であると認識しております。

本町では、各教科の学習に加え、道徳や特別活動の時間において、情報モラルに関する授業を通して、デジタルの特性である「拡散性」や「記録性」の怖さを教えるとともに、画面の向こうには相手がいるという、「相手を思いやる心」の育成に努めております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。デジタル化が急速に進む中、子供たちを取り巻く環境に応じた情報モラルの教育は欠かせません。これからの社会を生き抜くためには、ネット上の情報を正しく理解し、活用する力を身につけることも必要です。引き続き子供たちの心

の教育にも力をいただ入れていただきたく思います。

I C T教育は、活用次第で大きなメリットをもたらす一方で、様々なリスクを抱えています。I C Tの利点だけを追い求め、子供たちを不用意に端末へ依存させることがあってはなりません。

だからこそ、子供たち自身が主体的にI C Tを使いこなし、必要なときに適切に選択できる力を育てることが重要です。

そのためにも、デジタルだけに依存せず、アナログと組み合わせたハイブリッドな学びを進める必要があると考えます。

そこで質問です。

町としてリスクや課題にどのように対応し、今後のI C T教育の活用をどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勸信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

G I G Aスクール構想により、児童生徒1人1台端末の環境が整備され、本町におきましてもI C T機器は、今や鉛筆やノートと並ぶ必需品となっております。

一方で、御指摘のような指導体制の格差や健康面への影響といった課題につきましても、参考にすべき学術的・科学的な知見については注視しているところでございます。

今後の方向性といたしましては、これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のI C T教育を取り入れ、これまでの実践とI C Tとのハイブリッドな活用を図っていくことを基本方針としております。

I C Tは、動画や音声、データ共有などに優れていますが、一方で、自分の手で文字を書くこと、紙の教科書や本を読むこと、対面で直接議論することは、脳の発達や情緒の安定、深い思考力を養う上で極めて重要であります。

「全てをデジタルにする」のではなく、「デジタルが効果的な場面」と、「紙と鉛筆が重要な場面」を明確に使い分けることで児童生徒の学習効果を最大化し、バランスの取れた成長を促すものと認識しております。

教育委員会といたしましては、若狭町の子供たちがI C T機器をリスクも含めて正しく理解し、主体的に使いこなす「情報の使い手」となれるよう、また、リアルな体験や人との関わりを大切にする豊かな心を育てるよう、家庭、地域と連携しながら、バランスの取れた教育環境の充実に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。ICTのよさと、紙、手書き、対面といった従来の学びの価値をバランスよく生かしていくという方針を示していただき、大変心強く感じました。

ICTは単なる便利な道具ではなく、子供たちが自分で情報を選び取り、自分の学び方をデザインしていくための手段です。その主体性を育てる教育こそが、将来どんな変化があっても生き抜く力につながると考えています。

今後も学校現場での指導の質の均一化や家庭、地域との連携を通じて、子供たちの主体的な学びがさらに深まるよう取り組んでいただくことを期待しております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

子供のワクチン接種について質問をいたします。

近年、子供を対象としたワクチン接種は種類が増加し、接種スケジュールも複雑化しています。出産後2か月という早い時期から複数のワクチン接種が始まり、ワクチン接種の冊子は情報量が多く整理ができず、よく分からないまま接種してしまったといった声が多く寄せられています。

ワクチン接種は子供の健康を守る手段の一つである一方で、打つか打たないかの最終的な判断は保護者に委ねられています。

だからこそ、正しく分かりやすい情報提供と相談できる体制を求め質問をいたします。

まず初めに、現在は子供のワクチン接種に関する情報提供はどのようにされているのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

子供のワクチン接種などの説明については、妊娠8か月児の訪問時に予診票の一式をお渡しして御案内しております。

また、出産後にはデジタル予診票の利用案内や出産2か月後の訪問時、また、各育児教室などで対象者の方へ案内をしております。

お渡しする案内の中には、ワクチン接種におけるメリット、デメリットが掲載された冊子を入れておりますが、読む時間がなかったり、接種の判断に迷うなど分からないこ

とについては、定期的に行っております各育児教室などにおいて丁寧に対応しております。

また、病気のことや接種時期については、保健師より説明は行いますが、専門的なことについては、医師にも相談していただくように御案内しております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。御答弁いただきましたように、いただく冊子は情報量が多いため非常に分かりづらく、出産、育児の忙しい中で読み込む時間ありません。特に初めての育児を行う保護者にとっては負担が大きく、理解が追いつかないのが現状です。

次に、予防接種には、定期接種と任意接種がありますが、制度上の違いが分かりにくく、接種の必要性や費用負担の有無について混乱するケースも少なくありません。

特に定期接種という言葉の印象から、義務であると受け止めてしまう保護者も多いようです。

そこで伺います。

定期接種と任意接種の違いは何か。また、定期接種は義務に当たるのかをお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

定期接種については、予防接種法に定められたA類、B類があり、対象疾病、対象者及び接種期間などが定められております。

A類は、予防接種を受けるよう努めなければならないという努力義務があり、公費で受けることができます。主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置いたものでございます。

また、B類は自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種するもので、努力義務はなく、接種費用の一部を自己負担いただくことになり、主に個人の重症化予防に重点を置いたものでございます。

任意接種については、予防接種法で規定されている定期接種以外の予防接種でございます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。定期と任意の違いについて理解をいたしました。定期接種であっても強制ではなく、保護者の判断となります。今後は、制度の違いや接種の意義を分かりやすく伝え、保護者が安心して判断できる環境を整えていただきたく思います。

次に、ワクチン接種に関する制度や内容は見直されることもあり、保護者の混乱を招く要因の一つとなっています。

昨年度より従来の4種混合ワクチンの製造終了に伴い、5種混合ワクチンへと変更されました。この変更により、接種の途中で変更になった保護者もあり、安全性や副反応に対する不安や戸惑いの声も寄せられています。

そこで伺います。

ワクチンが変更になった経緯と保護者への案内状況をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

予防接種法の改正により、令和6年4月から5種混合ワクチンが定期接種となりました。それに伴い4種混合ワクチンから5種混合ワクチンに変更になったという通知が県を通じて国よりございました。

5種混合ワクチンは、従来の4種混合ワクチンであるジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの4種類にヒブワクチンを加えた5種類のワクチンであり、安全性や副作用については変わりはありません。

5種混合ワクチンになったことで、一度に摂取する本数が減ったことにより、接種を受ける子供への負担が減ったことや、接種スケジュールの管理が容易になりました。

また、保護者への案内状況ですが、これまで4種混合ワクチンを接種された方、途中で5種混合ワクチンに変更になる交互接種の方、5種混合ワクチンの対象になる方には、それぞれ個別に御案内しておりますが、4種混合ワクチンから途中で5種混合ワクチンへ切り替える場合は、事前に医療機関に相談した上で接種していただくよう御案内しております。

今後は、法律の改正などがありましたら、混乱のないように、分かりやすく丁寧な広報を行っていくよう努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。交接種を行った場合、ヒブワクチンの接種回数が増える可能性もあります。

国は、ヒブワクチンが多く投与された場合でも明らかに有害という知見はないと示していますが、一部のワクチンメーカーでは、規定回数を越えた接種に関する安全性のエビデンスがなく、推奨していないとの見解も示されています。

町としても、国やメーカーの見解を整理した上で、ホームページなどを活用しながら、保護者が判断できるよう情報提供に努めていただきたいと思います。

子供のワクチン接種は種類が多く、制度変更もある中で、保護者の不安や判断に大きな影響を与えています。最終的な判断は保護者がする必要があるからこそ、正確で分かりやすい情報提供と相談しやすい体制が重要です。

そこで伺います。

町として、ワクチン接種に関する情報提供や相談体制について、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

定期接種により人々の免疫水準を維持し、多くの人々を感染症から守るためには、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保することが、予防接種の意義として重要であります。

特にA類は、努力義務がある子供さんが対象の予防接種ですので、保護者が予防接種の効果や副反応のリスクなどを総合的に考慮して判断していただく必要がありますので、今後も引き続き訪問や各育児教室、乳幼児健診時において、丁寧な対応を継続していきたいと考えております。

さらに、今後は国により法律の改正があった場合には、混乱を防ぐためにその内容がいつでも確認できるよう町のホームページなどに掲載し、ワクチンのメリット、デメリットや接種スケジュールなどの情報を分かりやすくお伝えできるよう、努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。御答弁にもありましたように、ワクチン接種は強制ではなく、最終的な判断は保護者が行わなければいけません。

「予防接種は親から子への贈物」とも言われますが、大切なのは接種することではなく、保護者が子供の健康状態や状況を踏まえ、どのようなワクチンであるかをしっかりと考えた上で接種するかしないかを判断することが大切です。

そのためには、正確で偏りのない情報が誰にとっても分かりやすく提供されていることが不可欠です。町におかれましては、今後も保護者が判断できるよう、丁寧な情報提供と相談体制のさらなる充実をお願いし、子宮頸がんワクチン接種について質問をいたします。

子宮頸がんは、早期発見と予防によって高い確率で防ぐことができる疾患であるとされており、国においてもHPVワクチンの定期接種化や検診の推進が進められています。

一方で、平成25年には接種後の体調不良に関する報告を受け、国が一時的に積極的勧奨を差し控えた経緯があり、現在もなお、副反応を訴える方々による集団訴訟が継続中で解決に至っておらず、ワクチン接種後に体調不良を訴える事例や副反応への不安の声も根強く存在しています。

また、ワクチンの効果が限定的であることを踏まえれば、定期的な子宮頸がんの検診の受診が不可欠であり、ワクチン接種に過度に依存することなく、検診の重要性を住民に丁寧に伝えていく必要があります。

そこでまず、現在の子宮頸がんワクチンの接種状況と対象者や保護者に対する情報提供についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

令和6年度現在の若狭町の子宮頸がんワクチンの接種状況は、12歳から16歳で24.7%、17歳から27歳で56.9%となっております。

子宮頸がんワクチンについては、平成25年にワクチン接種後の結果、不安定な副反応が見られたことで、積極的な接種勧奨の一時差し控えが決定されました。

その後、有効性、安全性に関する評価、子宮頸がんワクチン接種後に生じた症状への対応、子宮頸がんワクチンについての情報提供の取組など継続的に議論され、令和4年4月から接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種を行うという通知が発出され

ております。

これに伴い、差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年度から7年度までの期間に、接種機会を設けており、その対象となる方々には、個別に御案内をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。現在の接種状況や案内、接種が再開された経緯などが分かりました。

HPVワクチンの副反応は、ほかのワクチンに比べて報告件数も多いとされており、注射部位の痛みや発熱といった一般的な症状にとどまらず、しびれや脱力、月経不順、付随意運動など、症状が多様であることが報告されています。

中には、機能性身体症状とされるものも含まれ、的確な診断には専門的な知見が必要とされています。しかし、こうした副反応に対応できる専門の医療機関は限られており、実際には適切な診断や支援につながりにくいのが現状です。

こうした状況を踏まえ、住民が納得して接種の判断ができるよう、支援体制の整備と正確で丁寧な情報提供が求められています。

そこで質問です。

ワクチン接種後に副反応が疑われる場合の町の支援体制についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

子宮頸がんワクチンの接種後に生じた症状については、より身近な地域において患者さんに適切な診療を提供するため、国では、各都道府県において協力医療機関が選定されております。福井県では、福井大学医学部附属病院となっております。

ワクチン接種後に気になる症状が出たときには、すぐに健康医療課までお問い合わせいただきますと丁寧に対応させていただきますが、まずは接種を受けた医師やかかりつけの医師に受診をお勧めさせていただき、その際、必要に応じて協力医療機関の受診についても相談させていただきたいと思っております。

そうしたことも含めて、引き続き町のホームページ等でも周知していきたいと考えております。

○議長（熊谷勸信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。御答弁にもありましたように、福井県内における協力医療機関は現時点で1か所のみであり、嶺南地域には設置されていないことが確認できました。これは地理的な面で見ても、住民が迅速かつ継続的に専門的な診療につながるには限界があると言わざるを得ません。

また、HPVワクチンの案内文書には、予防効果については引き続き評価が行われていると明記されており、これは現時点において、その効果が確定的なものではなく、今後も検証が必要であることを意味しています。

さらにHPVワクチンは、一部のウイルス型にしか効果がなく、全ての子宮頸がんを防ぐものでないことも、その効果には一定の限界があることも、国の資料などから明らかになっています。

こうした点を踏まえれば、ワクチン接種の過度な依存を避け、定期的な子宮頸がん検診の受診を促すことが、町として極めて重要な役割であると考えます。

そこで質問です。

ワクチン接種の依存状況に対して町の見解を伺うとともに、子宮頸がん検診の受診率から検診の重要性を周知徹底するための取組をお伺いいたします。

○議長（熊谷勸信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

子宮頸がんの原因であるHPVウイルスは、性交経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスです。子宮頸がんをはじめ、肛門がん、膣がんなどの多くの病気の発生に関わっています。

日本では、毎年約1万人の女性がかかる病気とされ、さらに毎年約3,000人の女性が子宮頸がんで亡くなっており、特に近年、若い女性の間で子宮頸がんにかかる患者数が増えております。

子宮頸がんで、本人や家族などが苦しまないために、子宮頸がんワクチンの接種を受けることは大切であります。

12歳から16歳で定期接種をした場合は、20歳頃まで有効性が保たれると言われておりますが、全てのウイルスの型に対応しているわけではありません。そのため、2

0歳からの定期的な子宮頸がん検診の受診も重要ですので、20歳になられた女性に受診勧奨の案内をしております。

子宮頸がん検診を受けることによって、がんになる前の状態の前がん病変を早期に発見し、治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少につながることを期待できます。

国の地域保健・健康増進事業報告によりますと、町の子宮頸がん検診の受診率は、令和6年度は28.2%であり、職場などでの受診機会がない方など、もっと多くの方に受けていただく必要がありますので、引き続き対象者への案内や町のホームページ、広報誌などで周知に努めていきたいと考えております。

○議長（熊谷勸信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。町としてもワクチン接種と検診の両立を重視されていることは理解いたしました。

しかしながら、御答弁にありましたとおり、HPVワクチンの効果は一部のウイルスに限られており、全ての子宮頸がんを防げるものではなく、有効性も持続しない点を踏まえれば、検診の受診率が低い現状は、町としても深刻な課題として捉える必要があります。

実際に、子宮頸がん検診に対しては、「恥ずかしさ」や「時間が取れない」「費用がかかる」といった声も多く、こうした心理的・経済的なハードルが受診率の低さにつながり、結果として予防接種に過度に頼る構造を生んでいるのではないのでしょうか。

検診の受診を促すためには、ワクチン接種の推進だけではなく、検診の受診環境そのものを見直す必要があります。例えば、検診費用の無償化、若年層への個別通知の強化、さらには休日や夜間の受診機会の拡充など、受診のハードルを下げる具体的な取組を町として積極的に検討していただきたく思います。

町が本気で住民の健康を守りたいと考えるのであれば、ワクチン接種に依存するのではなく、検診の受診率向上に向けた実効性のある施策の推進こそが、今まさに求められていることであると改めて強調させていただきます。

それでは、最後のテーマについて質問いたします。

2025年を締めくくる私の最後の質問となりますので、温かく希望のあるテーマとしました。町民の皆様にも、未来を担う子供たちにも希望のある御答弁を期待いたします。

若狭町は、豊かな自然と悠久の歴史に育まれた、ほかに類を見ない地域資源を有して

います。水月湖に刻まれた7万年にわたる地球環境の変遷を記録する「年縞」、日本の縄文文化を語る上で欠かせない「鳥浜貝塚」、京と若狭を結ぶ歴史街道「鯖街道」、さらには海と湖に育まれた独自の食文化など、いずれも世界的に高く評価され得る貴重な資源です。

これらは単に観光資源にとどまらず、町民が自ら町に誇りを持ち、次世代へと語り継ぐべき文化的・教育的価値を有しています。

こうした地域資源を体系的に顕彰し、学校教育や生涯学習の中に取り入れることで、町民一人一人が世界に誇れる若狭町を実感し、町民のアイデンティティ形成につなげることができると考えています。

また、国内外に向けて戦略的に発信することで、地域の魅力を再認識するとともに、交流人口の拡大や地域経済の活性化にも寄与する可能性があります。

そこで伺います。

若狭町が有する世界水準の地域資源を体系的に顕彰し、教育に活用することで世界に対する若狭町の誇りを育み、町民の郷土への誇りとアイデンティティを形成することはできないでしょうか。渡辺町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

まずもって中村議員におかれましては、御懐妊ということで、誠におめでとうございます。また、人口減少が進む若狭町にとりましても、明るい話題であり、赤ちゃんが健やかに御成長されることを心から御祈念を申し上げる次第でございます。

それでは、御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

私たちの住む若狭町には、奇跡的な自然条件によって7万年もの時間を刻み続ける年代測定の世界標準である「年縞」、また、縄文人の高度な暮らしと精神性を今に伝える「鳥浜貝塚」をはじめとした縄文遺跡であったり、また古墳群もございます。世界中の研究者が注目する学術的資産が点在をしているということもあります。

さらには、日本遺産プレミアムとして全国で唯一選定されている「御食国若狭と鯖街道」、そして、ラムサール条約登録湿地でもある「三方五湖」など、まさに世界に誇るべき「本物の地域資源」が集積をしている町でもあります。

これらは若狭町の宝でもあると同時に、世界人類共通の財産であると深く感じているところでございます。

本町におきましては、小・中学校におけるふるさと教育の中で、年縞が示す環境変動

の歴史や縄文文化に見られる持続可能な社会の在り方、いわゆる現代社会が目指す「SDGsの理念」をテーマとして学ぶ「探究学習」のカリキュラムを充実させております。子供たちが自ら生まれ育った町が、世界の歴史や科学においていかに重要な役割を果たしているか深く理解することは大変重要であり、将来どこへ行っても胸を張ってふるさとを語る事ができる「誇り」の醸成、すなわち確固たるアイデンティティの形成につながるものと確信をしています。

次に、世界への発信でございますが、町民のアイデンティティの形成について、本町では先ほど申し上げたような資源はローカルなものでありながらも、グローバルな価値を有している。

先ほどちょっと英語で言い換えたようなところもありますけども、この強みを生かして、インバウンドの誘致であったり、国際的な学術交流を積極的に推進、展開をしていくそのことによって、「世界からも注目され、評価される若狭町」という機会を増やしていくことが大切であるというふうに感じております。

この第三者、外部からの客観的な評価によってですね、町民の皆様も地元の価値を改めて再認識をしていただく大きな機会となると考えております。

この外からの視点を取り入れることで、当たり前だと思っていた風景や食文化が、実はかけがえのないすばらしいものであると気づき、そして、それが「シビックプライド（町に対する愛着と誇り）」につながっていく好循環を生み出すことを目指していくことが重要であるというふうに考えております。

世界に誇るすばらしい資源を磨き上げ、教育や観光など様々な分野を通じて世界へ発信していくことこそが、町民一人一人の心の中に「この若狭町に生まれてきてよかった」と愛着と誇りを感じるアイデンティティを築く礎となると考えており、今後も全力で取り組んでいかなければいけないと思っております。

併せて、来日中のアメリカ人、ライマン・ケン氏に聞きました。アイデンティティ、日本人とか、若狭町民とか、そういったちょっと強いイメージがあるんですけども、アイデンティティを訳すとですね、海外の方からすると、自分らしさとか個性というところにつながるそうございまして、そういう意味では、しっかり教育であったりとか、また、地域全体で自分らしさとか個性を磨き上げる、また、そういった若狭町のすばらしさに触れることによって、そういった自信がしっかりと持てる、そしてそれを人に伝え、語ることができる、そういった子供たちを育てていくことも大切であるというふうに感じておりますので、そういった意味で、福井県民とかですね、若狭町民、どうしてもちょっと控えめであったりとか、あと、地味だとか、そういったイメージがあるんで

すけども、自信をしっかりと持って若狭町民ですと、若狭町の何々ですと、しっかりと語ることができる人を、子供だけでなく、町民の皆さんも増やしていく。

そして、町長としても、その先頭に立って町の代表者としてしっかりと若狭町のすばらしさを語っていくことが大切だというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。御答弁の内容から、今後に向けた明るい展望が見えてきたように感じます。私も安心して出産し、子育てができそうです。

福井県のキャッチコピーには「地味にすごい、ふくい」という言葉があります。そして、次に掲げられたのが、「いいとこ、掘りだくさん。」です。私は、これらの言葉こそ、まさに若狭町の姿を映し出しているのではないかと感じております。年縞、鳥浜貝塚、鯖街道、そして海と湖に育まれた食の知恵と恵み。これは、まさに地味だけど世界基準、掘れば掘るほど価値があふれる若狭町の姿そのものであり、福井県のすごさの半分は若狭町が支えている、そう胸を張って言えるのではないのでしょうか。

今後も、町民一人一人がこの誇りを胸に、地域の魅力を次世代へ、そして世界へと伝えていけるよう、町としても積極的な取組を期待し、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

10番、増井文雄議員。

増井文雄議員の質問時間は、11時9分までとします。

○10番（増井文雄議員）

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の質問をさせていただきます。

2点質問させていただきます。

先ほどの中村議員の何か続きのような形で、先ほどいろいろ言っていました福井県のそうした半分は若狭町にある。また、社会に誇れる若狭町の自然や歴史、遺跡、それはやっぱりすばらしいものだというようなことで、関連したような質問になりますが、第1点目としまして、自然を活かした三十三地区の地域振興策についてということで、質問させていただきます。

若狭町になりまして、はや20年が経過しております。その間、先ほどもありました

ように、三方湖周辺や熊川宿、また河内川ダム周辺が整備されたり、年縞博物館の開館などによりまして、嶺南の中心である我が町には、より多くの観光客がなお一層訪れるようになってきております。

しかしながら、いろいろ見ておきますと、私の住む三十三地区にはほぼ変化なしの状況が続いております。

三十三地区を簡単に紹介いたしますと、4月には闇見神社参道の桜並木、また中旬には岩屋中心に梨園の花が満開となり、下旬には三十三間山の山開きが開催され、登山シーズンが到来します。登山道の入り口には風神の滝、また、中間地点には夫婦松もあり、頂上には広大な草原が広がっております。

コロナ以降は登山ブームの影響もありまして、冬には雪の中でもたくさんの方が登山に来られ、週末や曜日によっては駐車場が冬の間でも満杯になることもございます。

また、三十三地区を見ておきますと、井崎集落や岩屋集落には、大倉見城跡や円成寺のみかえりのマツ、また、秋には岩屋の梨狩りと、年間通して多くの方が来られております。その窓口で交流の場となっているのが十村駅「ほっとむら」でもございます。

このように三十三地区には美しい海や湖はありませんが、山々や田畑などの自然に恵まれたすばらしい地区でもございます。

私の集落のすぐ裏には、滋賀県と福井県にまたがる関西百名山である三十三間山がそびえ立っております。

この三十三間山は、神話の時代から大蛇伝説退治から生まれた神聖なる山であることなどが伝えられておりますし、南北朝時代は三十三間山は若狭側まで全て現在の滋賀県領地であり、地元の人々は毎年、年貢を支払いながら、山の立入りを認められておりました。

しかし観応2年（1351年）頃、年貢の増額要求がありまして、交渉に当たった倉見左近は、成願寺の大坊所蔵の大般若経600巻と引き換えに三十三間山の若狭側を譲り受け、以来、闇見神社の宮山となったということが古文書に記されております。

また、名前の由来として、京都三十三間堂の創建時、その棟木として巨木が使用されたことから三十三間山と呼ばれるようになったそうでございます。

その倉見集落は、霊峰三十三間山の麓に位置しておりまして、豊富な山の資源に恵まれ、鱒川の源流に流れ出る山を何百年と守る中、春から秋にかけ、辰巳（たつみ）の風も強く、何度も風水害に見舞われたため、地域の強風被害を鎮めるため、尾根の手前に風神大明神（風神様）を祭ったもので、約200年前に建立されております。

毎年夏には区民の代表者が三十三間山奥の院（風神様）に参拝し、下山後、永正院境

内の金毘羅道に太鼓を上げ、大般若会が行われます。

風神様の石板には「国家安全悪風退散」とあります。今なお風神様は、倉見区で大切に管理しております。

このように倉見集落の多くの方は昔から山とともに、山の恵みに感謝し、材木業や炭焼き・大工などをなりわいとして生活しております。

さきに述べましたように、三十三間山から湧き出る清流は鮭川の源流として、麓の集落を潤し、お米をはじめおいしい農産物を私たちにもたらしております。

この鮭川流域の植物多様性調査でも、倉見・白屋・成願寺3集落だけで34種類以上の出現数と聞いてもおります。これは、三十三間山が里地にいかに多くの恩恵をもたらしているかとの証拠でもあります。

この間、12月7日には倉見集落では、古くから続いております「山の口の祭礼」も行われ、多くの区民がお参りしております。この山の口講につきましては、山の豊富な資源の恩恵を深く感謝し、この広大な山をお守りいただいている山の神様に感謝の誠をささげる日であり、誠に神聖な日でもあります。

そのような中で、今回はこの三十三地区の景観や自然環境を保全しながら、人々が観光や登山を楽しむエコツーリズム、地域の自然環境や歴史・文化を保護・保全しながら、それらを体験・学習する観光。

また、サステナブル・ツーリズム、将来にわたって環境、社会文化、経済への影響を考慮しながら、観光客や観光産業、受け入れる地域全てにとって持続可能で有益な観光となっておりますが、特に環境の持続可能性として、環境への負荷を最小限に抑え、生態系や景観の保護が重要と思います。

地域の自然や文化を保全し、地域経済に貢献できるような地域振興や観光振興等の方策、今後の展望について伺いたいと思います。

そこで、まず1点目といたしまして、このようなことを踏まえまして、町全体の景観・自然環境を生かした観光や地域振興策についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

本町には、常神半島など美しい海岸線の若狭湾国定公園や名勝及びラムサール条約登録湿地である「三方五湖」、名水百選の「瓜割の滝」や近畿一の清流「北川」、歴史的景観を残す「鯖街道熊川宿」など、世界に誇れる自然や景観資源を有しております。

町ではこれらの資源を有効に生かし観光振興を図っており、例えばレインボーライン山頂公園の眺望スポットや熊川宿内の空き家を活用したリノベーションにより、観光入込客数も堅調に増加しているところでございます。

議員御指摘の三十三地区におきましても、「三十三間山」をはじめ自然資源が豊富に存在しており、その景観や体験を求め観光客が訪れているところでございます。

今後におきましても、自然や歴史資源を生かすとともに、その保全活動と両立した持続可能な観光まちづくりを進めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。できれば今後は人工物に頼らず、自然や景観、また観光と歴史で新しい観光のまちづくりを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目でございます。

さきに述べましたように、私たちの地区には春から冬にかけても多くの観光客が来られております。町の担当課、担当者から見る三十三地区の観光及び交流拠点の現状と評価についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

三十三地区には、寺社仏閣の仏像や庭園、樹木や里山景観、農林資源など、幅広いジャンルの観光に資する資源を有していると認識しており、特に「三十三間山」は町を代表するシンボリックな山で、多くの登山客が訪れているところでございます。

これらの観光地を訪れるハイキングや登山の玄関口となるのが、JR十村駅「ほっとむら」であると認識しております。「ほっとむら」は、大正6年の小浜線開業当初からの駅舎を活用した交流拠点で、地域の皆さんなどで組織する「一般社団法人とむら」において保存活動を経て、食堂、喫茶を運営されており、観光客のほか、地域の皆さんの憩いの場として親しまれ、観光列車「はなあかり」が停車した際には温かいおもてなしでお迎えいただくなど、観光誘客の一助ともなり、活動いただいております。

このような取組に地元美方高校生も立ち上がり、みそみ地域づくり協議会、JA福井県岩屋梨生産部会と連携し、「岩屋梨」をテーマとした「梨フェス」の開催や、先月に

は、「はなあかり」の乗客に特産「福井梅」を使用した手作りのお菓子をプレゼントするなど、地域住民や高校生が一体となり、にぎわい創出に取り組んでおられ、交流拠点を中心に、地域の活性化が図られている好事例となっていることから、三十三地区内の自然、歴史資源などを周遊できる観光ルートの起点としても大いに期待しているところでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ただいまお答えいただきましたように、三十三地区には幅広いジャンルの観光資源もあると思います。

また、交流拠点の中心は十村駅「ほっとむら」であり、発信場所でありますので、情報を共有しながら新しいアイデアで、地域のにぎわい創出につながる事業展開をお願いいたします。

それでは、3点目でございます。

熊川地区では、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業の一環で、道の駅整備と同時に、熊川城跡につながる登山道や展望デッキ設置などが整備されております。

今後、三十三間山においても、年間多くの登山者を迎えるための整備が必要と考えます。例えば駐車場の拡張、国道入り口の看板改修、文字モニュメント、登山道整備に合わせた休憩所整備、行く行くは観光案内所等の建設などできたらと思っております。

そこで、三十三間山登山道や休憩ポイント、駐車場周辺等の整備計画についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

三十三間山は標高842メートル、山頂までは約4キロメートル、往復で約4時間と日帰り登山ができるコースとして人気があり、関西方面や中京方面などから、直近3年平均で年間約2,400人の登山者が訪れております。

登山道や休憩ポイント、公衆トイレなど維持管理について、地元住民の方々や地元の登山愛好家の方々にお世話になっているところでございますが、登山道の途中には危険箇所もございますし、休憩場所等の整備やすばらしい景観スポットでの眺望施設、案内サイン等についても検討が必要と考えております。

町としましても登山ブームの中、三十三間山は重要な観光資源と認識しており、今後、地域や登山愛好家の皆さんの御意見も伺いながら、必要な整備事項を整理し、整備計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。先ほども言いましたように、年々登山客も増えてきておりますので、前向きな検討をぜひお願いいたします。

集落や地区では大歓迎ですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、4点目でございます。

昨日の一般質問とちょっと重複したところがございますが、みそみ地域づくり協議会では、2年前から三十三間山緑化推進プロジェクトを始動させたり、3年前から登山グループみそみトレイルがレンゲツツジを植えたり、山岳会では10年以上も前から登山道の草刈り等の活動をしておられます。

また、みそみ保育園児たちがドングリ植えの苗木づくり、また、みそみ小学校でのふるさと学習会など、自然環境を守る活動が行われております。

そこで、町ができる森の再生プロジェクトへの支援や次の世代への継承についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

三十三地域におかれましては、みそみ地域づくり協議会によります「三十三間山緑化推進再生プロジェクト」の取組や、地元の登山グループであります「みそみトレイルクラブ」、また、地元の有志によります「三十三間山の自然を守る会」など、地元団体の活動による森林保全に向けた取組が進められています。

これらの取組は、住民主体で進められ、保育所の園児や小学生など次世代も参画する森林環境保全のモデル的な活動であると認識をしております。

これらの活動に対する支援策としましては、緑の募金を活用した地域緑化推進事業での植栽に係る苗木などの資材補助や森林環境譲与税を活用した若狭の森づくり事業として、学習や木育活動への補助などが活用できますので、町との情報共有を強めていただくとともに、町としましても、関係機関との連携を踏まえながら、森林環境の保全や次

世代の人材育成に向けた住民主体の取組を協働で進めていけるよう支援させていただきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。地区の皆さんが、自然と触れ合う場所を増やすことにつながると思いますので、また、よろしくをお願いします。

それと、自然の大切さを学ぶ機会となると思いますので、できる限りの協力と支援を、よろしくお願ひいたします。

次に、5点目です。

最初に述べましたように、三十三地区には年間通じた観光客が呼べる地域資源や歴史があると思ひます。その中で、その拠点を最大限生かした大倉見城跡やみかえりのマツ、十村駅「ほっとむら」と連携した取組は可能であるかということをお聞ひいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

「ほっとむら」を起点として、三十三間山や大倉見城等の里山歩きを中心に、「みかえりのマツ」など地域資源が結びつく地域内の周遊ルートが可能であり、また、三十三地区には、国道沿いを中心に10軒以上の商店、飲食店が集積していることから、地域資源と飲食店等との連携により、三十三地区全体の観光消費が期待できます。

嶺南エリアに來られた観光客に訪れていただけるよう、集落や地域づくり協議会、観光協会、商工会等の関係団体、そして、民間事業者等が十分に意見を出し合ひ、体制を整え、連携した取組を進めることが重要であると考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございました。特に十村駅では、先ほどもありましたように、「はなあかり」の歓迎イベントや高校生とコラボしたイベントなど本当に頑張っておられますので、今まで以上に各種団体との連携や取組に期待をしております。

そのような取組が地区のにぎわいと活性化につながると思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、6点目でございます。

三十三地区には、観光資源はもとより歴史的価値、文化的価値のものがたくさんございます。それを最大限生かした取組が必要と考えております。歴史文化をもう一度見直すときではないでしょうか。

そこで、歴史・文化的価値の再検証について、文化的価値の配慮についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

冒頭、三十三地区の自然や歴史を語っていただきまして、聞いていて、三十三地区の住民として涙が出る思いで聞かせていただいたところでございます。

また、本町におきましても、令和3年7月に文化財保護法に基づく「若狭町文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財の保存・活用に関しまして、町が目指す将来的なビジョンや具体的な事業などについて実施計画を定め、これに沿って計画的に取組を進めているところでございます。

継続性、一貫性のある文化財の保存・活用を促進できるように努めているところでございますが、その中で、三十三地区におきましては、国、県、町指定の文化財等が17件を含む61件、分布をしているところでございます。

主な文化財といたしましては、自然が育んだ「円成寺のみかえりのマツ」や「大倉見城跡のカゴノキ樹林」など天然記念物として数えられております。

また、自然・交流・信仰によって育まれました文化財としては、中世から都の大寺社で奉納されていた祭礼芸能「王の舞や獅子舞」、民俗芸能である「六斎念仏」、独自の形で受け継がれて、今もこの三十三地区にも根づいて、伝承がこの子供たちにも継承されているというところが、無形民俗文化財にも指定されているわけでございます。

また、さらには歴史に目を向けますと、議員御指摘のとおり、三十三間山の山麓ではですね、太古より豊富な山の資源に恵まれ、鱒川の清き流れによる暮らしを営んできた歴史がございます。毎年春から秋にかけて辰巳（たつみ）の風による被害があり、こういった被害に悩まされていたこの住民が、江戸時代の文政年間に風神大明神を勧請して以来、大きな被害が出なくなったという伝承や、京都にある三十三間堂の創建時に、棟木を三十三間山から切り出したという伝説から、三十三間山と命名されたという由来が三方町郷土誌に記述をされているというふうに確認をしております。

また、文化財として指定はされておりませんが、先ほどから御説明いただいております三十三間山につきましては、いにしえでは霊山として人々に敬われ、また、自然の恵みであったり精神的な安らぎ、様々な豊かな恩恵を与えてきた恵みの山でもあるというふうに認識をしております。

いずれも自然と人々の営みが結びつき、世代を超えて守られてきた歴史や文化財が豊富にある地域でございますので、しっかりとこういった四季折々の自然の移り変わりとともに、これからもそういった皆様の愛着があるですね、歴史文化というところを大切にしていかなければいけない。

また、地域の各神社においても、祭礼神事では春の訪れを告げる「王の舞」が奉納される。

また、円成寺のみかえりのマツを見上げれば、この新緑の三十三間山を望む絶景がある。

また、初夏や晩秋には大倉見城跡から眼下に鱒川の平野や丹後街道を広く見渡すことができます。これは戦国時代に思いをはせることができると、こういったタイムスリップをすることもできるわけでございます。

今年の秋は、特に三十三間山の山肌が赤や黄色に染まってですね、とてもきれいな印象を受けておりますけども、このような三十三地区のすばらしい自然や歴史、文化財、こういったつながりを地元の方々だけでなくですね、この地を訪れる観光客の方、登山客の方々、それぞれにとっても貴重な歴史的財産であって、さらに保存、活用を進めていく必要があるというふうに感じております。

今後、住民の皆様の御理解や御協力を得ながら、文化財の保存・活用に努めるとともに、地域の身近な価値に気づき、理解をしていただき、保護活動にも参加していただけるように、そして、文化財の魅力や価値を再検証して効果的に発信することによって、積極的に交流を生んでいきたいというふうに考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。最近の観光は、「見るから、学ぶ・体験する」に変わってきております。私たちの地区には、すばらしい自然と誇れる歴史・文化、そして伝統行事がありますので、皆さんの御協力をいただきながら発信し、守っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目、もう何度もちょっと質問させていただいておることでございます。

公民館及び地域づくり協議会についてちょっと質問させていただきます。

若狭町の合併に伴いまして、地区ごとに公民館が設置され、その8年後の平成25年の3月から6月にかけて、各地区に地域づくり協議会が発足されました。

この地域づくり協議会の発足時の趣旨でございますが、「地域住民が集い、みんなで話し合い、考え、力を合わせ実践、また、住民自らが取り組む住民自治や地域の歴史文化の継承、そして、人と人をつなぎ、お互いを支え合い、住民と地域社会を元気にしていく」とのことでございます。

しかし、この20年間、少子高齢化等により町の人口も大幅に減少し、高齢化比率も上昇しております。町全体で人口は22.7%減少しておりますし、地区によっては減少率40%を超えたところもあります。

また、どの地区も高齢化比率が進み、高い地区では約48%となっております。そのようなことが原因で地域づくり協議会を取り巻く環境が大きく変化しております。

地域づくり協議会活動が始まった頃は、「協議会の部会だけでなく、区長会や各種団体、地域住民との連携が大事である」と、地協メンバーに区長会が加わり各部会をつくり、それを各種団体が下支えする体制が構築されました。

活動の重点ポイントに、一つ、地域づくりリーダーの育成。これは「地域づくりは人づくり」、イコール人材育成である。

2点目、地域課題の解決に向けた協議・実践。地域の課題となっている分野を重点的に取り組む。

3点目、地区の事業、委員、役員の検証と見直し。これにつきましては、地区の事業、委員、役員などの必要性や優先度を検証し、統合や改廃を図る、でありました。

しかし、発足から12年経過した今の状況はどうでしょう。冒頭申し上げた問題等によりリーダー育成はもとより、役員が短期間で交代したり、成り手不足等により活動自体が縮小し、行事やイベントが打ち上げ花火状態であったりでは、果たして地区の活性化（地域づくり活動）や集落自治の問題解決、伝承文化の継承、また、発足当時の事業、委員、役員の必要性や検証、そして、統合や改廃等につながっているか疑問であります。

今はそれ以上に、地区はもとより集落自治が少子高齢化に伴う人口減少で行き詰まっており、地協に協力するどころか、力が十分に発揮されておられません。

町や行政、また、町職員との十分な連携やサポートも発揮されず、活動が空回りしているようにも思います。

そのような状況から、今、地域づくり協議会の活動が大きな転換期に来ているものと思っております。

まず、1点目です。

この12年間経過した中、環境の変化や人材問題等大きな変貌があったと思います。その状況を見た中での各地区の地域づくり協議会の現状についてお聞きいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

地域づくり協議会は、身近な課題を集約し、地域内の各種団体と連携しながら解決に向けて、自主的、主体的に活動するため、また、各集落だけでは解決できないことなどを補完して対応するために、平成25年に三方地域に6、上中地域に5、合計11の地域づくり協議会が設立されました。

現在も11の地域づくり協議会が地域の活性化や地域課題の解決に向けて、それぞれの地域の特性を生かして主体的に取り組んでおられます。

しかしながら協議会設立当初と比較して、人口減少や高齢化の進行が急速に進んだ影響などにより、協議会の役員の成り手不足や協議会を構成する各種団体の人員不足などの課題も発生しており、当初の目的にもございました各集落を補完する活動等にも関わっていない状況となっております。

それぞれの地域づくり協議会においては、「SDGs地域づくり交付金」を活用し、工夫しながら地域づくり活動を進めていただいているところがございますが、今後の持続的な活動について不安を持っておられる協議会も多いと認識しているところがございます。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

地域づくり協議会も人材不足の中、工夫しながら精いっぱい取り組んでおられますので、温かい支援と最大限の協力を今後ともよろしく願いいたします。

次に、2点目といたしまして、少子高齢化等による集落や地区の活動が弱くなっている中、特にコロナ流行以降の急激な社会変化で、「集まること」、「地域を盛り上げること」、また、その基本である「会話すること」が大きく制限され、公民館活動や地域づくり協議会の活動が衰退したのは言うまでもありません。

この現状に対しまして、今後、町は地域づくり協議会をどう進めていくのかをお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在、各地区公民館を中心にして活動を展開されております11の地域づくり協議会は、組織の結成から12年が経過し、それぞれの地域の特色を生かした活動も軌道に乗り様々な事業を展開されております。

スマートフォンをはじめとするデジタル媒体の普及などにより、人と人とのつながりが希薄になりつつある中で、地域づくり協議会のイベントや各種事業は、住民の交流や新たなつながりを生み出し、活気ある地域をつくるきっかけになっております。

また、地域づくり協議会の役員が活発に話し合いをされ、自主的に独自事業を展開されているところにおきましては、その地域住民の要望に応じた柔軟な事業が企画、立案され、実行に移されております。これは地域にとって大きな利点であり、自信や自慢にもつながっており、さらなる地域の自主性の発揮や自発的なアイデア発掘にもつながっていると聞いております。

町といたしましては、地域の活性化を推進するためにも今後も引き続き各協議会が築いてきた人のつながりや、歴史・文化の継承、にぎわいづくり、こういったものを支援していくことが重要であると考えております。

そして、現在、各協議会ではそれぞれに特色ある部会を持っておられ、目的を同じにする部会もございますので、その目的を同じにする部会同士でミーティングを重ね、お互いに参考となる事例を話し合えるそういう機会をつくることで、地域づくり協議会の活発な活動が継続し発展されますよう、調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。コロナによりさま変わりしておりますので、まず、地区の問題を共有し、その問題についてみんなで話し合い、つながりを深めることが重要だと思います。

まずは、一人でも多くの方と真剣に話すことが基本であり、それが地域活動につながると思います。よろしく申し上げます。

3点目ですが、事業の旗振りリーダーでございます。社会の大きな変化で、「なるべくなら関わりたくない」、「誰かがやるだろう」、「やっても無駄」などと、無気力

な人、そのような考えの人が増える中ではありますが、先陣を切って動けるリーダーが必要でございます。

協働のまちづくりの中心となるリーダー育成や地域の課題解決をどう行っていくのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

地域づくり協議会では、それぞれ地元の地域から役員が選任され、会長を中心に地域の様々な課題を共有し、議論・検討した上で各地域ならではの事業が企画され実施されております。

協議会では防災・環境部会、交流部会、福祉安全部会、教育文化部会、健康スポーツ部会など、その地域のニーズに応じて必要な部会を構成し、テーマごとに議論する場が用意されているというのが特色の一つであり、地域に必要な事業を話し合いで考案し、実施されておられます。

こうした地域づくり協議会の活動を通して、地域のリーダーが自然と育まれることが協議会の継続のためにも理想であり、このためにはまず多くの地域住民の積極的な参加と交流が不可欠と考えており、この積極的な参加が鍵になるというふうに考えております。

積極的な参加、これを促すためには、今まで取り組まれ、軌道に乗ってきた事業をブラッシュアップさせたり、住民が望む地域がにぎわう事業の実施や地域課題の解決など、地域に親しまれ、喜ばれ、自慢できる地域による地域のための活動を展開していくことがポイントと考えております。

町といたしましては、地域の課題解決や地域の活性化を後押しするためにも、引き続き各協議会に寄り添い、主体性を持って展開される事業への支援を続けてまいります。

中でも地域課題の解決に当たっては、行政と綿密な情報共有が必要なことも多いと思われまので、町の関係課だけでなく、その地域に住んでおります町職員も活用していただき、協議会と行政との関係を維持してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

何度も言いますように、町も職員も同じ目線で、地区や集落の問題解決に向け、突き進んでいっていただきたいと思います。

それでは、4点目でございます。

先ほどから何度も言いますように、人口減少、少子高齢化で、1年間に200人以上減少しております。この数字は、毎年1集落ずつ消滅している数字でもございます。特に今は、集落の役員、区長も複数回しなくてはならない状況下であります。その中で集落自治や行事も年々厳しくなるばかりでございますが、その中で、人口減少で集落の自治活動縮小への対応や方策、また、担当課の対応についてお聞きいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

いずれの集落におきましても、人口が大きく減少し、少子化の進行も著しく、また、若者世代が都市部に流出するという現状では、従来と同じように、集落自治活動を維持することはかなり難しくなっております。

地域単位の女性の会やスポーツ協会など、今まで活発に活動していた団体も、会員の減少を理由に、町の組織から脱退を余儀なくされたところもございます。

町では集落自治活動に関連する関係部署を集め、集落自治の課題について内部検証を始めており、これまでには地区公民館の職員に地域づくり協議会の取組に対するヒアリングも行ってきました。

内部検証では、人口減少に伴う集落自治活動をどう維持できるのか、また、将来の在り方はどうあるべきかなど、課題を洗い出しながら話し合いを進めております。

若者が集落から出ていく状況を改善し、集落自治活動を維持していくためには、そこに住む方々の負担の軽減も重要な要素の一つです。

そのためには複数の集落が共同で取り組める事業の調整や、集落間で類似する役職の統合と共同処理など、様々な視点で近隣集落と連携を図りながら、集落が主体的に検討していただくこと、その主体性が非常に重要だと考えております。

地域全体が、そして複数の集落が、自らの課題として将来にわたっても持続的に集落自治活動が行えるか、その可能性と方法を、地区、また集落とともに、町も一緒に検討していきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございました。何をやるにも1集落では大変難しい状況に来ていると思います。また、集落にも体力差があるのも事実でございます。

お答えにもありましたように、今後は複数の集落で、また、複数の団体で問題を解決する方法を模索していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、5点目でございます。

この件については、何度も質問させていただいている件でございます。

以前、公民館の在り方の中で、協働のまちづくりの骨格である公民館での行政サービスと職員常駐、さらにはコミュニティセンター化等どうあるべきかを質問いたしました。

その回答では、地区内で検討が必要と考える、公民館は地域の交流の場、生涯学習の場、地域づくりの拠点と考えているとお答えいただきました。

あれから状況も大きく変わっておりますが、今現在のお考えをお聞きします。

社会教育法の中での公民館の立ち位置と、地域づくり協議会事業への捉え方についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅教育長）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、社会教育法における公民館の立ち位置についてでございます。

公民館は、社会教育法第20条におきまして、地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設と規定されております。

本町におきましても、これまで公民館は、住民の皆様が身近な場所で学ぶ「生涯学習の拠点」として、また、学びを通じた「人づくり、地域づくりの拠点」として、極めて重要な役割を果たしていると認識しております。

次に、地域づくり協議会事業への捉え方についてでございます。

現在、本町が進めております「協働のまちづくり」において、地域づくり協議会は、住民自治の実現に向けた実践活動の主体であります。

一方で、公民館は、そうした活動を担う「人」を育て、地域課題を解決するための「学び」を提供する場であると捉えております。

つまり、公民館活動と地域づくり協議会の事業は、車の両輪のように連携し合うこと

で、より活力ある地域社会が形成されるものと考えております。

現在、各地区の公民館は、社会教育施設としての役割を主として運営されておりますが、少子高齢化や人口減少など、地域を取り巻く環境は大きく変化していることから、単なる「学習の場」とどまらず、より包括的な住民自治の拠点としての機能が求められるようになってまいりました。

今後は、地域コミュニティの維持・活性化を持続可能なものとするために、各地区の実情や地域の皆様の御意向を十分に尊重しながら、関係部局とも連携し、これからの時代にふさわしい拠点の在り方を検討していく必要があると考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

コミュニティセンター化でございますが、嶺南では小浜市は既に運営しておりますし、敦賀市も来年からとのことでございます。どうするにしろ、一度検討いただきたいと思っております。

現在、教育委員会の下、社会教育法の中での公民館は、住民の教養向上、生活文化の推進や社会福祉の増進などに寄与することを目的とあります。しかしながら果たして今の公民館の運営と合致しているか、大きな疑問がございます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

各地区の地域づくり協議会の役割であります。若狭町の合併以降、特に地域の問題や課題を解決したり、訪れるであろう人口減少問題、高齢化問題、歴史や伝統文化継承、また、各種事業や役職、部分的な統廃合などを地域住民が集い、自ら解決するため、それを後世につなぐため発足されたものだと思います。

しかし、想定以上の速さで進む人口減少と高齢化、この厳しい状況の中、いま一度、原点に立ち返り、地域づくり協議会の在り方を地域住民と町が共に考えるときが来たと思っております。

そこで、この時代の流れに伴う地域づくり協議会の改革はあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、地域づくり協議会の発足から12年が経過をしております。

この間、それぞれの協議会の皆様方には、地域の絆を深めるための交流事業、また環境整備、防犯や福祉、伝統文化の継承など、多くの分野で多大なる御尽力をいただいておりますことに、まず深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

平成25年の発足当時は、さきの答弁にもありましたように互いに支え合う、住民自らが主体的に自主的に活動する、その上で行政と住民が役割を分担して協力して取り組むといったような方針を定めて地域づくり協議会がスタートしております。

私も当時職員として、この地域づくり協議会の発足に関わっておりましたので、それぞれの地域に出向き、いろんな御意見も伺いながら、いろんな協議もさせていただいたことも思い出しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり当時とは社会情勢も大きく変化もしております。また、急速な少子高齢化、また人口減少、成り手不足、役員の固定化など、そして事業のマンネリ化、そういったことが課題ということになっているようでは、そういう課題が顕在化しているかなというような感じもしております。

地域づくり協議会の重要性、そしてまた、それぞれの地域にとって必要なこと、ここは私も大変重要であるというような理解はしておりますけれども、「行事を行うための活動」になりがちで、役員の方々が疲弊を生むようでは活動自体の存続にも影響を生じてしまう。

そのために地域づくり協議会は、いま一度、検討、見直し、そういったものが必要な時期にも来ているのではないかなというふうな感じも受けております。

今日までの「一律の組織・活動」から地域の人口規模、そしてまた、高齢化率に合わせた「柔軟で持続可能な組織、そして活動」に向けたそれぞれの地域づくりの課題もしっかり検証しながら、地域の皆様方と対話を重ねることで、それぞれの地域にとって持続可能な形を議論していくことが大切であるというふうに考えております。

併せて、交付金の制度の弾力化でありましたり、事務局体制、そして職員の関わり方など、いろんなものを含めまして、今後も協議を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、それぞれ議員各位の御協力もお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（熊谷勘信議長）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございました。

ちょうど地域づくり協議会ができた頃でございますが、広報わかさの2014年6月号から、各地区の地域づくり協議会が順番に紹介されておりました。地区ごとに今年度の目標や活動予定が地域づくり協議会の会長さんの写真入りの挨拶で掲載され、素晴らしいスタートだったと思います。

12年前になぜ地域づくり協議会をつくろうと思ったのか、また、なぜつくらなければいけなかったのかなど、もう一度振り返るべきだと思います。

地域づくり協議会の基本目標は、「みんなで作るみんなのまち」であります。各種団体と町がお互い連携・協力し、地域課題に向け、「地域にできることは地域で取り組む体制」それが地域づくり協議会だと思います。

コロナ以降、地区も集落も大きくさま変わりしましたが、お互いが本音で話し合うことができるみんなのまち、素晴らしいまちにしていきたいと思っております。

これは何度も言っておりますが、まちづくりは人づくりだと思いますので、私たちもそこを心に持ちながら頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで暫時休憩します。

再開は11時12分からとします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

3番、速水真由子議員。

速水真由子議員の質問時間は、12時12分までとします。

○3番（速水真由子議員）

お疲れさまです。速水真由子です。

では、今回の一般質問、最後の質問をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、質問させていただきます。

さて、一つ目は子ども・若者の第3の居場所についてです。

第3の居場所とは、家庭や学校とは異なる子供が安心して過ごせる、もう一つの居場所のことで、サードプレイスとも呼ばれます。

近年、福井県内では不登校児童や生徒が増加しておりまして、2024年度は1,6

61人、過去10年で最多、県内の高校でも401人と報告されました。

家庭や学校だけでは支え切れない子供や若者の生活支援、学習支援の強化が早急に求められています。

先月11月には、福井県内13校の通信制高校、フリースクールが合同で相談会を開催し、進路や居場所探しに悩む子供や保護者が多数参加しました。これは、多様な学びと居場所の需要が確実に存在することを示しています。

同じく11月、不登校の子供を持つ保護者らでつくる団体が、県と意見交換会を実施しました。支援サイトや情報共有の仕組みづくりを進めておられます。行政と当事者が協働する動きが県内でも注目されています。

そんな中で、町内の子ども・若者の居場所を運営する団体や保護者の方から、若狭町は居場所の選択肢が不足していること、施設の設備面などに不安があること、支援が必要な複数のケースに対して単独の団体では抱えきれない現状、そのため町のサポートが必要であることなど、切実な声が届きました。

そのため、実際現場に伺いまして、運営されている方や利用者の方のお話を伺い、制度についてなども現在進行形で勉強しているところです。

そこで見えてきましたのは、今の若狭町には、専門分野や活動時間の異なる支援団体が協力し合うことで、子ども・若者を切れ目なく支えられる第3の居場所の体制の強化が必要だということでした。

先ほど中村議員への御答弁の中で、第3の居場所の必要性については、若狭町の現状認識と評価、計画などについて確認させていただきました。

私からはさらに追加として、子供と若者の声を今後の施策に反映する御意思についてお尋ねいたします。

国では、2023年施行の「こども基本法」におきまして、子供の意見表明権と行政の責務として、子供の声を施策に反映する義務が定められています。

また、福井県子ども・子育て応援計画には、子供の居場所づくりを市町の重要施策に位置づけること、官民ネットワーク構築を推進すること、子供の声を政策に反映する仕組みを整備することと明記されています。

国も県も子供の声の反映を強化する方向へ政策転換している最中であり、本町としてもその波に乗り遅れるべきではないと考えます。

国や県の方向性に基づき、本町でも子供・若者の意見を積極的に聞き取り、政策に反映する仕組み、例えばアンケートや協議会などを整備するお考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

こども基本法第11条では、子供政策に対する子供の意見の反映が定められており、子供の意見を幅広く聴取して、反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられております。

このことを踏まえて、本町におきましても、令和6年度に策定した「第3期若狭町ふるさと輝き子育てプラン」の中で、子供・若者の意見聴取の実施について明記しております。

これまでも、「若狭町出身学生応援事業」の申請の際に、インターネットアンケートを実施し、若者からの意見聴取を行っております。

今後も、学校とも相談しながら、町内の小・中学校における行事などの機会を利用して意見聴取を行い、子供や若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会をつくり、社会づくりに参画できる仕組みづくりを推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。今、実施くださっている若狭町出身学生応援事業の申請の際のアンケートは、高校を卒業した年齢層の方の回答が主になるかと思えます。

御答弁にありましたように、ぜひ小・中学校の生の声をすくい上げる機会も積極的につくっていただけるようお願いいたします。

例えば質問項目に、若狭町の好きな場所やよく行く場所を入れるなどすることも一つかと思えます。それは、大人が気がつかない子供たちの第3の居場所でもあります。

そして、中村議員の質問にもございましたが、そのような既存施設を掲載した居場所マップサイトの作成も提案いたします。福井県では坂井市、そして京都市などが大変使いやすいマップを作成されています。地元の具体的な声に寄り添った実用的なツールになるのではないかと思います。

さて、若狭町内には、子供や若者の支援、居場所づくりに取り組む民間団体、NPO法人やボランティアの方などが活動されています。こうした多様な主体が行政、教育委員会などと情報共有を行いながら横のつながりを持つ支援ネットワークを形成すること

が求められています。

町として、これら民間団体、教育委員会、関係各課が連携する協議体を整えるお考えがあるかお尋ねします。

○議長（熊谷勘信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

不登校やひきこもりに至る原因は様々であり、その支援については、議員御指摘のとおり、多様な機関などが情報共有を行い、横のつながりを構築して、支援を行っていく体制が重要であると考えております。

そのため、本町では、先ほど中村議員の御質問の中でもお答えさせていただいたとおり、17機関で構成する「若狭町子ども・若者支援協議会」を設立し、支援に係る情報交換などを行い、それぞれの関係機関などが行う支援がより適切に行えるように努めております。

今後も様々な分野で支援活動する機関が一堂に会するこの協議会の強みを生かしながら、本町の子供・若者が必要とする支援となるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。「若狭町子ども・若者支援協議会」という協議会で17の機関が情報共有を行い、横のつながりの強化に努めておられるという御答弁をいただきまして、取組に敬意を表します。

今後とも、この協議会が形骸化せず、必要な方のために機能されますよう、引き続き私も町民の声を届けていきたいと思っております。

さて、11月に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策の家庭庁に関連する主要事項の中に、地域の多様な主体が連携した子供・若者支援システムの構築が示されています。まさに今、地域発のモデル形成にとって最良のタイミングです。

そして、国の「子ども・子育て支援交付金」や「地域こどもの生活支援強化事業」などでは、地域の学習支援、相談支援、居場所運営を、国、県、市町の三者負担で支える仕組みが整っています。

若狭町も地域に根差した支援を継続的に行うために、これらの制度を活用して第3の

居場所に関わる運営団体と町が連携する支援モデルを構築される予定があるかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

本町では、平成29年から「NPO法人若狭美&Bネット」に「若狭町子ども・若者の居場所支援事業」の運営委託を行い、第3の居場所として運営を実施しております。

おおむね40歳までの若者が利用できる居場所として、不登校やひきこもりで悩んでいる本人、家族の相談支援を行っており、適応指導教室も開設することで、学校に行きづらい子供たちの学習支援や日中活動の場としての提供も行っております。

本事業の実施につきましては、「子ども・子育て支援交付金」を活用し、国、県の財源を活用しながら事業運営を行っております。

これらの事業実施については、継続して行えることが重要であり、本町では、不登校の子供への支援実績があった「NPO法人若狭美&Bネット」に委託して運営を行っており、町としても毎月、定期訪問と会議を行いながら、状況の把握に努めております。

町内にも様々な運営団体もありますが、それぞれの団体の運営意向もありますので、今後も御意見をお聞きしながら、その上で、必要であれば支援の検討もしていく必要があると考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

検討の必要があればと御答弁いただきましたが、ぜひ複数の支援団体が話し合える公式の場をつくっていただいたり、情報共有などから小さく進めていただけることも前向きに検討をいただきたいと思ひます。

子供・若者への支援は、スピードと継続が何よりも大切です。制度や組織の都合ではなく、居場所の必要性が最優先であるべきです。

町内に意思と実践力がある団体が複数存在している今、町がもう一歩、強いリーダーシップを取って連携モデルを構築することで、子供・若者がさらに安心して日々を送ることができると思ひます。

住民の方からの声にもありましたが、本町のようなサイズの町は都市部に比べて学校と家庭以外の居場所の選択肢が少ないということは事実です。単に学校に行きづらい子

供たちの居場所という意味を超えて依存できる場所が多いということは、子供とその家族にとっての自立や、多様でしなやかな価値観を見いだせることにもつながると考えています。

国も県も官民の連携や居場所づくりの強化を求めています。若狭町も今が体制アップデートの大きなチャンスです。

明確な方針と前向きな御検討をお願い申し上げまして、一つ目の質問を終わります。

次の質問は、住民と行政についてです。

住民と行政がさらに協働できる若狭町の在り方について質問いたします。

私は、若狭町は人や自然、そして土地や歴史、文化、行政のサービスも含め、もっと住民が誇れる町になると、私も強く感じています。

それは議員として、住民の皆さんの率直な声を預かる立場になり、また、町長をはじめ職員の皆さんの思いにも触れることで、小規模ながらも自走してきた行政の土台の確かさを実感しているからです。

住民を守るために揺らぐず慎重に。しかし、時代に合わせ、バランスを取りながら、町を支え続けてくださっています。

そんなこの町に、もっと町に関わっていきたいという住民の方が本当に多くいらっしゃることに改めて気付かされています。地域づくりという分野においては、もちろん先ほどの増井議員の質問にもありました地域づくり協議会という仕組みの課題を私も認識すると同時に、10月に開催させていただいた「住民×議会ーみんなで未来を語る会」には35名の住民の御参加があり、たくさんの率直な貴重なお声を受け止めさせていただきました。

能動的に町に関わりたいという住民の存在は、住んでいるから当然ということではないと私は思います。家族や地域から受け継がれて積み重ねられてきた価値観や誇り、信念、それが確かに存在しているということで、これは尊ぶべき財産であると感じました。

一方で、全国的な傾向に触れますと、過去3年間、全国の多くの自治体の議会でも、いわゆる縦割り行政や部署間の連携の不十分さをテーマにした質問が数多く取り上げられてきました。

例えば、奈良県の三郷町では、「断らない包括支援体制」構築のための全庁横断の必要性、鹿児島県霧島市では、「縦割りにとらわれず市民の声を形にする体制」を議会が直接町に求めています。

つまり、住民の生活が複雑化し、複数分野にまたがる課題が増えるほど、役場内の構造そのものが、地方の持続可能性のボトルネックになっているという認識は、全国的に

共有されています。

今回の質問で取り上げます若狭町の人事について、一担当者の交代や引き継ぎ、課の連携といったことも全国共通の課題の一部であると感じています。

この課題で、この町でも生まれてしまう住民と行政の間の誤解や擦れ違いを少しでも減らすためには、住民が町の営みを自分事として捉えられる機会の創出と、若狭町職員の方のリーダーシップとモチベーションを大切に育てていくことが重要だと考えます。

まず、住民が主体の事業をより加速する仕組みについてお伺いします。

若狭町では、情報公開条例前文や総合計画・まちづくりプランの中で、「住民がまちづくりの主体であること」、「行政と協働して地方自治を担うこと」が明記されており、協働の理念は既に示されています。

そして先ほど申し上げたように、若狭町には町に関わりたい、得意とする分野で貢献したいという住民の方も多くいらっしゃいます。

農業分野では、かみなか農楽舎の卒業生をはじめとする担い手の皆さんや、文化分野では、パレア若狭や縄文博物館を支えるボランティアの皆さん、文化団体、アーティストの皆さん、さらに、町主導のイベントの現場では、事業者や学校、団体、個人など本当に様々な方が自分事として関わり続けておられます。

しかし、こうした住民主体の動きは、まだまだ限られた人の活動という印象にとどまっており、町の仕組みとして位置づけられているとは言い難いと感じています。

例えば、令和5年度の若狭・三方五湖ツーデーマーチでは、地元事業者、学校、文化団体などが多数参画したマルシェ形式が導入され、SNSやFM放送での広報とも相まって、住民参加の新しい形が見え始めました。

ところが翌年度、担当者の交代と予算縮小をきっかけに、その流れは継承されず、せっかく芽生えた住民主体の形が続かなかったという声が、関係者の間で聞かれました。

ツーデーマーチは年間600万円もの公費が投じられる基幹イベントです。にもかかわらず、住民参画のスタイルやノウハウが、担当者や年度ごとにリセットされてしまう。このことは、単に引き継ぎが足りなかったという個別の問題ではなく、住民主体の事業を町の基幹的な資産として継承する仕組みが足りていないという構造的な課題であると受け止めています。

そこで、ツーデーマーチに限らず、町主導のイベント全般について、その目的と、住民や事業者の関わり方、そして行政の役割、このようなものを整理して、住民主体の事業を加速させるという視点から、運営の在り方を見直すお考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

住民主体の事業を加速させるという観点は、若狭町の持続性を高める上で、必要な視点であると考えております。

一方で、人口減少や高齢化に伴う人材不足や担い手の固定化、専門性の不足などの課題もあることから、住民に過大な負担とならないよう配慮することも重要であると考えております。

また、行政や住民、民間団体など、それぞれ担うべき役割を整理することで、行政への依存を減らし、やりがいや達成感のある住民主体の活動が生まれることは重要と認識しておりますが、責任感を持って活動していただくことが大切であると考えております。

価値観の多様化、社会情勢の環境変化が加速する中で、リーダーの育成を図るとともに、今後、人口減少などによる住民負担とのバランスも考慮しながら、事業の目的や役割分担をより明確にし、事業に応じて住民主体の取組を後押しする仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。ぜひとも御検討をお願いいたします。

続いて、庁内の人事体制について何う前に、地域活性化企業人制度という制度の活用についてお伺いします。

この制度は、三大都市圏の企業に所属する社員を地方自治体に一定期間派遣し、専門知識やノウハウを生かして、地域課題の解決や魅力向上に取り組む制度です。行政内部の知見の継承や専門性を補完すること、また、体制を強化して、住民主体の取組を支えるために、この制度を活用していくお考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

地域活性化企業人制度は、都市部の企業などに所属する社員を地方の自治体に一定期間派遣し、自治体の人材として地域づくりに貢献いただく制度で、自治体は専門スキル

を持つ人材を確保できますし、企業は社員の成長や地域貢献を実現できる仕組みとして、平成26年度に創設されております。

派遣を受けた自治体は、受入れに要する人件費などに対して、方式によって異なりますが、国から年間200万円もしくは590万円を上限として特別交付税で措置が受けられ、財政面でも優遇された制度となっております。

本町におきましては、令和3年度に福井県内では初めて導入し、日本航空から社員1名、3年間の派遣を受けて、観光振興等に從事していただいております。任期終了後も観光プロモーションやSDGs活動として廃食油のジェット燃料化など、日本航空と連携した取組を進めているところでございます。

また、昨年度から、町の広報活動を支援する業務として、Webマガジン企業から1名、DXを推進する業務としてIT企業から1名、計2名に御活躍いただいております。

今後におきましても、町職員では不足する専門分野において、必要なスキルを保持する企業人を積極的に採用し、生産性を高めるとともに、民間社員との交流を通じて、町職員の意識改革等も図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。県内で初めて制度を導入されていたということでした。今後積極的に採用されていくということで、住民への還元に期待いたします。

加えてになりますが、町として、専門スキルを有する人材の発掘と育成も強化していただきたく思っております。例えば、先ほど質問させていただいた子供・若者支援の分野では、ソーシャルスキルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職を町外の人材に頼っており、町内の必要な人数に対して不足しているとも感じます。町専属で長く在籍し、町の温度感を肌で理解しているスタッフの存在は、町にとって強みであり、住民の安心にもつながっていくと考えます。

では、引き続き現在の庁内の人事体制について伺います。

今年5月9日、若狭町は78名の人事異動と機構改革を発表されました。この発令は5月19日付で行われ、総合政策課と観光商工課が統合した観光まちづくり課の新設や産業振興課から農林水産課への改称も含んでいます。住民からは期待の声とともに、人事異動のインパクトの大きさも起因し、正確な引き継ぎが行われているか心配する声も届きました。それは、「窓口の対応が変わった」、「支援の温度感が変わった」など、

ネガティブな体験が基になっている場合もあるようです。

若狭町の正規職員数は4年間で約9%減少して、平均年齢は今年6月末で45.0歳です。人的余力が限られる中で担当者交代が続くと、現場や住民、業務委託先などにしわ寄せが出ることも考えられます。

若狭町職員の人事異動及び人事記録に関する訓令に基づけば、仕事の能率を上げるため、職員の仕事の成績や性格を基にして戦略的、前向きな人事が行われていることは承知しております。

しかしその上で、あえて現在の町政における人事異動の意義、戦略、目標をどのように位置づけられているかお尋ねします。

○議長（熊谷勘信議長）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

本年5月19日付の人事異動でございますが、第2次若狭町総合計画の中期基本計画でございます「将来も住み続けられ、心豊かで幸せな暮らしの実現」を目標といたしまして、渡辺町政2期目のスタートに当たって、課の枠を超えた横断的な連携を行い、町が抱える政策課題に向き合うために、課の統合、室の廃止などを含めた機構の変更を行い、課長級13名を含む総勢78名の人事異動を発令をさせていただきました。

人事異動につきましては、次の三つのことを意識して取組を行っております。

まず一つは、「組織の活性化、そして癒着の防止」です。

長期にわたる同一部署にとどまることによる業務のマンネリ化や、特定の関係性への固定化を防ぎ、常に透明性の高い行政運営を行うというところが一つでございます。

二つ目は、「多角的な視点を持つ職員の育成」でございます。

多様な部署を経験することによりまして、縦割りの弊害を超え、町全体の課題を俯瞰できる能力を養うこと、ここが一つの目標でございます。

そして三つ目は、「適材適所の配置」でございます。

職員個々の適性、能力、経験を考慮しながら、その時々的重要施策に対応をしていくといったようなところでございます。

こうしたことを取り組むために、毎年私とそれぞれの課長、年2回ヒアリングを実施もさせていただきながら、課の状況や所属職員の様子など、情報共有もさせていただいております。

本年5月の異動につきましても、それぞれの行政課題に対する組織改編を伴うもので

ございました。

議員御指摘の、こうした大規模な人事異動に対して、住民の皆様から「担当課の窓口での対応が変わった」、「支援の温度感が変わったのではないか」、そういったお声をいただいているということにつきましては、真摯に受け止めなければならないというふうにも思っております。

本町には農業、文化、観光、教育など多岐にわたる分野で、町への深い愛着を持ち、主体的に活動されたいと願う住民の皆様もいらっしゃいます。

こうした「地域の力」、ここは町の宝でもございますので、そういう思いを行政がしっかりと受け止めることが、町政を運営するための一つの鍵であるというふうにも認識をしております。

今後とも、職員の育成、スキルアップ、そして組織の活性化、そういったことを図れるように取り組んでまいりたいというふうにも思っております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。戦略的な人事であるということを理解いたしました。

では、次に人事異動に伴う、知見、理念の継承について、現状と課題をどのように認識されているかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

人事異動に関しましては、毎年度定期異動は4月に発令をしておりますけれども、本年は町長選挙が執行されたことから、新採用職員、そしてまた保育士などを除いて、時期をずらした5月の異動発令というふうにさせていただきました。

人事異動によりまして担当者が変わり、業務が停滞し住民サービスに影響が出ないように、異動時には業務マニュアル、そしてまた、進行中の事案を記した「事務引継書」を作成して、後任者への説明を行っております。

また、その場には、担当となる課長補佐も同席をさせまして、新旧担当者の事務引継を行い、併せて異動後に前任者と連絡を取れる体制も取らせていただいております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、書類に残る手続、データ、こういったところは継承されても、その事業が立ち上がった背景にある「理念」でありましたり、住民の

方々と積み上げてきた「信頼関係」、そしてまた、地域特有の「特性」といったところにつきましても、引き継ぎが不十分になりがちであるという課題が、それぞれ住民の声にもつながっているのではないかというふうにも感じております。

そうした点を克服するためには、やはり業務を「個人」ではなく、「組織」で担当する体制も必要かというふうにも感じておりまして、特定の担当者だけが詳細を知っているという状況を脱し、課内での情報共有をやはり徹底をすること、そしてまた、DXを活用し、交渉経過でありましたり、住民の方々の思いや情報を広く共有する仕組みを構築する、こういうことも大事であろうというふうにも考えております。

併せて、重要な事業におきましては、異動後も前任者が一定期間関わるなど、柔軟な引き継ぎ体制の検討も併せ、時代の変化に応じた柔軟な対応によりまして業務の改善に取り組む姿勢の中で、住民サービス向上を目指してまいりたいというふうにも考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

柔軟な引き継ぎをと前向きな御答弁をいただきありがとうございます。どうか、慣例に捉われ過ぎず、風通しのよい環境となりますように願っております。

最後に、若狭町が目指す職員像とは、ずばりどのようなものか町長にお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、速水議員の御質問にお答えをいたします。

若狭町の正規職員数は、20年前の合併当時は340人でしたが、今年度当初では235人と、105人減少をしています。率にして30%余りの減少です。

これと反比例する形で、業務量は年々増加し、業務内容は複雑化、多様化しております。

また、今の町職員には、山積する地域課題の解決や効率的な行財政運営を、スピード感を持って着実に実行する能力も求められているというふうにも考えております。

このような中、町民の生活と安全・安心を最優先に、職員一人一人が自分の役割を認識し、与えられた職責を果たすため、日夜尽力してくれている職員に対しまして、私といたしましては感謝をしているところでございます。

町民の皆様や議員の皆様から、公務員としてあるべき姿について、様々な御意見もいただいております。

併せて、今般の事務手続の誤りにより、多大な御負担と御迷惑をおかけしているこういった事案も発生していることに対しまして、この場をお借りして深くおわびも申し上げたいというふうに思います。申し訳ございません。

そこで、目指すべき職員像や職場の雰囲気でございますが、若狭町職員として高い意識を持ち、公務員倫理を遵守することはもちろんのこと、一つ目には、自分たちのアイデアを出し合える意欲的な職場環境、二つ目には、スキルを磨き自信を持って対応できる人材育成、三つ目に、個々の持ち味を生かし強い組織体として成長することが重要であると私は考えております。

どうしても公務員は内向きで保身に走りがちでございますが、「失敗や困難を恐れず、課題や新しいことに挑戦をするチャレンジ精神」も大切であります。そのためにも、職員研修の充実や人事評価制度の改善、相談しやすい環境づくりなど、こういった整備にも力を入れていく必要があるというふうに考えております。

私といたしましても、職員の挑戦を積極的に応援し、この町長と仕事がしたい、仕事をしてよかったと思ってもらえるように、率先して日々努力し、職務に邁進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

町長、御答弁ありがとうございます。今の御答弁を聞いたら、若狭町で働きたいと感じる方がもっと増えそうだなと思いました。想像以上に大変な仕事であると私も改めて実感しております。それでも、能動的にチャレンジできる職員の方がさらに育たれることに期待いたします。

この町は小規模ゆえに一人一人の役割が大きく、だからこそ、職員の力が町の未来を左右します。

今回、多様な業務を経験することは行政人として大きな学びとなると、再度私も勉強させていただきました。

しかし、一方で観光や文化、そしてDX、二次交通、防災など、私たちが底上げしたいと願っている分野の多くは、専門性と継続した取組をなくしては、前に進めないものばかりです。

数年積み重ねてきた経験やネットワークが前に進みそうなタイミングで、異動によっ

て途切れる。そして、人材の強みや志が生かされないままになってしまう、そのような現場を経験した住民の声を耳にすることがあると胸が痛む思いで受け止めております。

全国的にも自治体の人材確保が大きな課題となる中で、やりがいを持って、専門性も大切にされ、ここで働けてよかったと胸を張れる職場づくりこそ、町の魅力そのものになると信じていますし、それが町民の幸せにつながっていくと思っております。

町の未来のために、知見、理念、信頼が継承される行政運営をお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日12日から17日までの6日間、休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、明日12日から17日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

長時間御苦労さまでした。

（午前11時50分 散会）